

令和6年3月22日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市特定非営利活動法人指定審査会
会長 稲垣 浩

特定非営利活動法人の指定について（答申）

令和6年3月22日付け、文書番号5市協課第3924号をもって諮問のありました別紙の特定非営利活動法人の指定の更新について、本審査会において慎重に審議した結果、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年相模原市条例第31号、以下「条例」という。）第4条第1項（条例第9条第2項に基づき準用する場合を含む。）に規定する指定の基準に適合すると認めるのが相当である旨を答申します。

以 上

【別紙】

指定の更新申出法人（条例第9条第1項）

申出年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款に記載された事業
令和6年1月31日	特定非営利活動法人 ふじの里山くらぶ	内藤 久子	相模原市緑区小淵1689番地1	この法人は、広く一般市民に、昔ながらの里山の風景と文化を残している藤野地域に来ていただき、地域の人々と共に体験を行う事業を通して人と人との新しい交流を築くとともに、藤野地域の多様な資源などの有効活用を行い、「豊かな自然・芸術環境・産業振興」の調和を図ることで、地域の活性化に寄与することを目的とする。	特定非営利活動に係る事業 (1) 里山の普及啓発事業 (2) 各種体験教室やイベントの開催及び支援 (3) 各種グループ、団体とのネットワークづくり (4) 人材の育成、普及および活用に係る事業 (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業